

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 17日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第9号

佐用町ネーミングライツ事業実施要綱

佐用町ネーミングライツ事業実施要綱をここに公布する。

令和 7年 3月 17日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町要綱第9号

### 佐用町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する施設の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）について、町以外の法人等に付与することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ネーミングライツ事業」とは、町と契約した者等（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）に命名権を付与し、これからの町政を地域と共に盛り上げていくこと及び施設等の良好な運営につなげることを目的に行う事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、町の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進等における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町は、当該ネーミングライツ事業における契約期間中は、対象となる施設についてネーミングライツスポンサーの決定した愛称を使用するものとする。ただし、条例上の施設の名称については変更しない。

(契約を行わない業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者は、ネーミングライツ事業による契約の相手方となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに類似する業種を営む事業者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）の規定による宝くじに係るものは除く。
- (4) 法令の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 占い、運勢判断等に関する業種
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的な宣伝に係る業種を営む事業者
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 業務を行う上で必要な許可等を受けることなく当該業務を行う事業者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生又は更生手続中の事業者
- (10) 法令に違反している事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人
- (13) 佐用町税及び県税・国税の滞納をしている事業者

(14) 佐用町指名停止基準（平成26年佐用町基準第2号）に規定する指名停止を受けている事業者

(15) 前各号に掲げるもののほか、町長がスポンサーとして適当でないとする規制業種又は事業者

（表記することができる愛称の範囲）

第5条 ネーミングライツ事業により法人等が表記する愛称は、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 表現内容が不適切であるもの

ア 国内世論が大きく分かれるもの

イ あたかも町が推奨しているかのような表現を含むもの

ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

エ 暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現であるもの

オ 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの

(2) 法令に違反するもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条に規定する表示に該当すると認められるもの

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する広告等に該当すると認められるもの

ウ 氏名、肖像などを本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの

(3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの

ウ 残酷な描写など善良な風俗に反するもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ たばこ、酒に関わるもの

カ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(4) 消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ マルチ商法、詐欺商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの

ウ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させたりするような投資信託等の経済行為に関するもの

エ 虚偽の内容又は根拠のない誇大な表現によるもの

オ 射幸心を著しくあおる表現のもの

カ 労働基準関係法令を遵守していない人材募集広告

キ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）に反するもの

ク 国家資格に基づかない者が行う療法等

ケ 広告主が明確でない、又は責任の所在が明確でないもの

- コ 内容が意味不明なもの
  - サ 商品先物取引に関する広告
  - シ その他消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設に表記する愛称として適当でないと町長が判断するもの

(募集要項)

第6条 町長は、ネーミングライツ事業を実施する事案ごとに、次の事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 対象施設の概要
- (2) 愛称の命名条件
- (3) 愛称の使用期間
- (4) 命名権料
- (5) ネーミングライツスポンサーの応募資格
- (6) 愛称の表示箇所及び表示方法
- (7) ネーミングライツスポンサー選定の基準及び方法
- (8) 費用の負担区分
- (9) ネーミングライツに付帯する権利・特典
- (10) その他募集に関して必要な事項

(申込み)

第7条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者は、ネーミングライツ事業申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて持参、郵送又は電子メールにより、申込期日までに申し込まなければならない。この場合において、申込書を郵送する場合は、申込期日必着とする。

- (1) 企業等の概要(様式第2号)
- (2) 役員一覧表(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 決算報告書(直近3年分)
- (5) 登記事項証明書
- (6) 納税証明書
- (7) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかる書類(任意様式)
- (8) 地域貢献に対する支援実績及び今後の計画に関する資料(任意様式)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会)

第8条 前条の申込があった場合、ネーミングライツスポンサー候補者を選定するため、ネーミングライツスポンサー審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会、副町長、総務課長、企画防災課長、施設等所管課長及び町長が指名する職員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び企画防災課長をもって充てる。

- 4 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員会の庶務は、企画防災課において処理する。

(選定)

第9条 第7条の規定による申込みがあった場合は、委員会において審査し、契約の相手方となる候補者を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により委員会で候補者について協議した結果を参考にして、スポンサーとするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書（様式第5号）により当該候補者に通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 町長は、前条第2項の規定により決定したネーミングライツスポンサーと契約を締結するものとする。

(命名権料の納入)

第11条 前条の規定により町と契約を締結したネーミングライツスポンサーは、佐用町財務規則（平成17年佐用町規則第33号）に定める納入通知書により、次項に定める期日までに命名権料を、年度ごとに一括で納入しなければならない。

- 2 前項の命名権料の納入の期日は、愛称の使用を開始する月の末日までとし、次年度以降の各年度分にあつては、開始年度に係る命名権料の納入の期限に相当する日（応答する日が、佐用町の休日を定める条例（平成17年佐用町条例第2号）第2条に定める町の休日に当たるときは、その翌日）までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツスポンサーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(看板の整備等)

第12条 ネーミングライツスポンサーは、愛称の使用に伴う施設等の看板の設置、撤去又は変更及びこれらに係る施設等の改修、修繕等の維持管理（以下「整備等」という。）を行うものとする。

- 2 ネーミングライツスポンサーは、契約期間満了（第15条の規定による取消しの場合を含む。）に伴う施設等の看板等の原状回復を契約期間満了日が属する月の翌月末までに行わなければならない。
- 3 整備等及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツスポンサーの負担とする。
- 4 整備等及び原状回復を起因とする一切の責任は、ネーミングライツスポンサーが負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 ネーミングライツスポンサーは、この要綱及び契約に基づき付与された権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(指定管理者との協議)

第14条 指定管理者に管理を行わせている施設については、愛称の使用に関して、町、当該指定管理者（当該指定管理者がネーミングライツスポンサーとして町と

契約を締結する場合を除く。)及びネーミングライツスポンサーとの間で必要な事項について協議するものとする。

(取消し等)

第15条 町長は、ネーミングライツスポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第2項の規定による決定を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- (2) この告示又は契約に違反したとき。
- (3) 第4条各号に規定する事業者が該当することとなったとき。
- (4) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由の発生その他町長がネーミングライツスポンサーとして不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消し、契約を解除したときは、ネーミングライツ事業決定取消等通知書(様式第6号)によりネーミングライツスポンサーに通知するものとする。

3 第1項の規定により決定を取り消し、契約を解除したときは、第11条の規定により既に納入された命名権料については返還しないものとする。ただし、特別の事由があると町が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 第1項の規定により決定を取り消し、契約を解除したことによって生じた損害については、町はその責めを負わない。

(更新)

第16条 ネーミングライツスポンサーが契約期間満了後も契約を継続する意思を申し出る場合は、ネーミングライツ事業更新申込書(様式第7号)に第7条各号に規定する書類を添えて、持参、郵送又は電子メールにより、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定によるネーミングライツスポンサーからの申出が妥当と認めるときは、第6条の規定にかかわらず、当該ネーミングライツスポンサーと契約の更新に関する協議を優先的に行うことができる。ただし、町長は、募集により町にとって明らかに有利な条件が提示される可能性が高い場合その他必要があると認める場合は、第6条の規定により、新規で事業者を募集するものとする。

3 前項本文の協議の結果、ネーミングライツスポンサーと契約の更新をすることとなった場合の手続については、第9条第2項を準用する。

(応募の内容の取扱い)

第17条 町長は、ネーミングライツ事業に係る応募の内容(ネーミングライツスポンサーに関するものを除く。)については、公表しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

佐用町長 様

住所又は所在地

事業者名

代表者氏名

ネーミングライツ事業申込書

佐用町ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、応募に際して、佐用町が当応募者に係る税等の納付状況を調査することについて同意します。

希望施設等の名称		
愛称案		
愛称案の説明		
応募の趣旨及び目的等		
希望命名権料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含みます。)	
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他希望事項		
応募者の概要 (業種等)		
担当者連絡先	本社所在地	
	(町内事務所)	
	担当者氏名	
	部署・役職	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

企業等の概要

企 業 名 等		
設 立 年 月 日		
沿 革		
主 な 業 務		
備 考		
直近の財務状況	年 月 期	
	自 己 資 本 比 率	
	流 動 比 率	
	当 座 比 率	
	固 定 比 率	
	売 上 高	
	経 常 損 益	
当 期 利 益		

役員一覧表

企業名等				
代表者名				
所在地				
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
備考				

※ 欄が足りない場合は、適宜追加してください

佐用町長 様

住所又は所在地

事業者名

代表者氏名

ネーミングライツ事業（新規・更新）応募に係る誓約書

ネーミングライツ事業の（新規・更新）応募に当たり、次の事項について誓約します。この誓約が事実と相違することが判明したときは、佐用町が行う一切の措置について異議を申し立てません。

- 1 佐用町ネーミングライツ事業実施要綱及び募集要項の規定を遵守すること。
- 2 佐用町ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する事業者でないこと。
- 3 ネーミングライツ事業に起因する損害賠償請求等がなされたときは、応募者の責任において解決すること。

第 号  
年 月 日

様

佐用町長



ネーミングライツ事業協議結果通知書

年 月 日付けで応募のありました ネーミングライツ  
事業について、次のとおり決定しましたので、佐用町ネーミングライツ事業実施  
要綱第9条第2項の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 契約のスポンサーとする。
	<input type="checkbox"/> 契約のスポンサーとしない。  (理由等)
愛 称 名	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 か月)
命 名 権 料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

様

佐用町長



ネーミングライツ事業決定取消等通知書

年 月 日付け第 号による決定及び 年 月 日付けで締結した契約については、次の理由により、取り消し、及び解除しましたので佐用町ネーミングライツ事業実施要綱第15条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については、返還しません。

施設等の名称	
取消し及び解除年月日	年 月 日
取消し及び解除の理由	

年 月 日

佐用町長 様

住所又は所在地

事業者名

代表者氏名

ネーミングライツ事業更新申込書

佐用町ネーミングライツ事業実施要綱第16条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、応募に際して、佐用町が当応募者に係る税等の納付状況を調査することについて同意します。

更新希望施設等の 名 称		
希望命名権料	年額	円
	(消費税及び地方消費税を含みます。)	
希望契約期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他希望事項		
応募者の概要 (業種等)		
担当者連絡先	本社所在地	
	(町内事務所)	
	担当者氏名	
	部署・役職	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	